

マイナンバー（個人番号）
ご提出のお願い

平成 28 年 1 月施行の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆるマイナンバー法）により、金融機関と証券取引をされるお客さまは、金融機関に対し個人番号をご提出いただくこととなりました。つきましては、本紙をご一読のうえ、個人番号をご提出いただきますようお願いいたします。

「個人番号提供書」をご確認ください

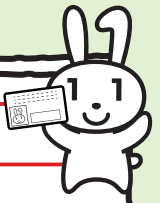
1 「個人番号提供書」へ氏名等をご記入ください

利用目的等を記載しておりますので、
ご確認ください。

氏名(フリガナと氏名欄の両方)・
生年月日・住所をかい書でご記入
ください。

[illegible]

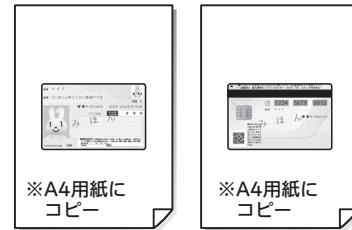
「マイナンバーカード」のコピーをご提出される方



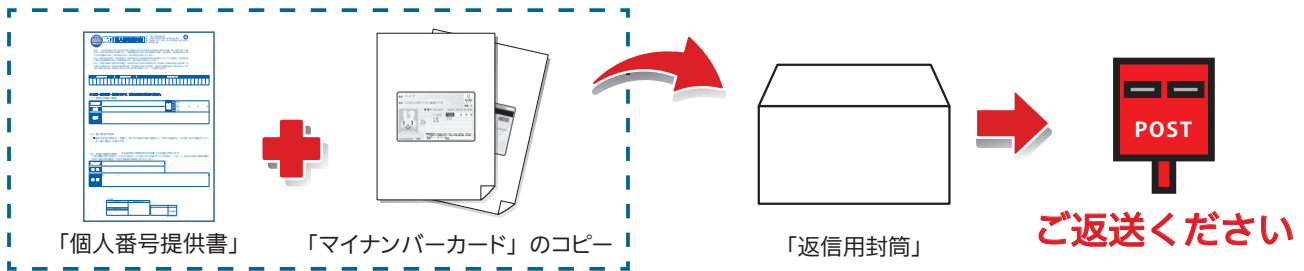
1 「マイナンバーカード」のコピーをご用意ください

「マイナンバーカード」の「表面」と「裏面」をカード全体が写るようにコピーをとってください。

.....



2 「返信用封筒」にてご返送ください



「通知カード」のコピーをご提出される方



1 「通知カード」のコピーをご用意ください

「通知カード」の「表面」と「裏面」をカード全体が写るようにコピーをとってください。

.....

2 「本人確認書類」として以下(a)か(b)のどちらかをご用意ください

(a) 「顔写真あり」の本人確認書類

- 運転免許証 (表面と裏面)
- パスポート
- 在留カード
- 運転経歴証明書
- 身体障害者手帳
- 住民基本台帳カード
- 写真付き学生証 (表面と裏面)

! いずれか **1点** のコピーをご提出ください

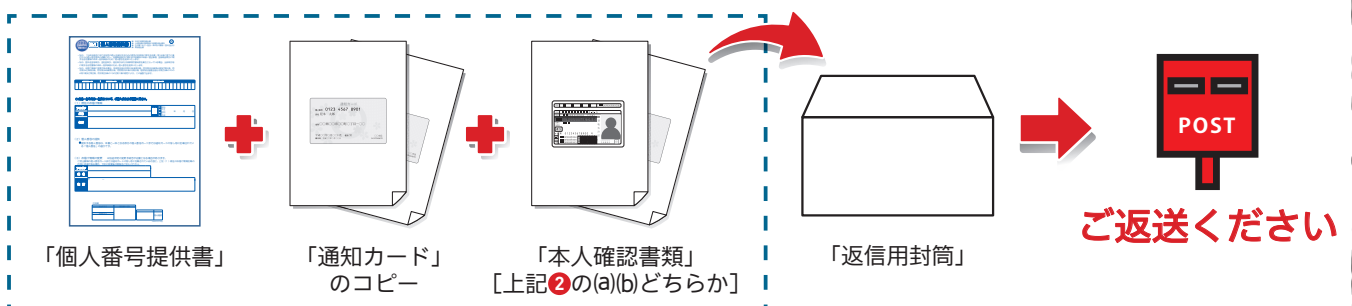
(b) 「顔写真なし」の本人確認書類

- 各種健康保険証
- 住民票の写し
- 国民年金手帳
- 戸籍謄 (抄) 本
- 身体障害者手帳 (顔写真なし)
- 母子健康手帳
- 印鑑登録証明書
- 公共料金の領収証書

! いずれか **2点** のコピーをご提出ください

3 「返信用封筒」にてご返送ください

「個人番号提供書」と「通知カード」のコピーと、ご用意いただいた「本人確認書類」を「返信用封筒」へ封入しポストへ投函してください。



「マイナンバーが記載された住民票の写し」をご提出される方

1 「マイナンバーが記載された住民票の写し」をご用意ください

「マイナンバーが記載された住民票の写し」が複数ページの場合は、すべてのページの^{コピー}を作成してください。尚、発行日から6ヶ月以内のものが有効です。

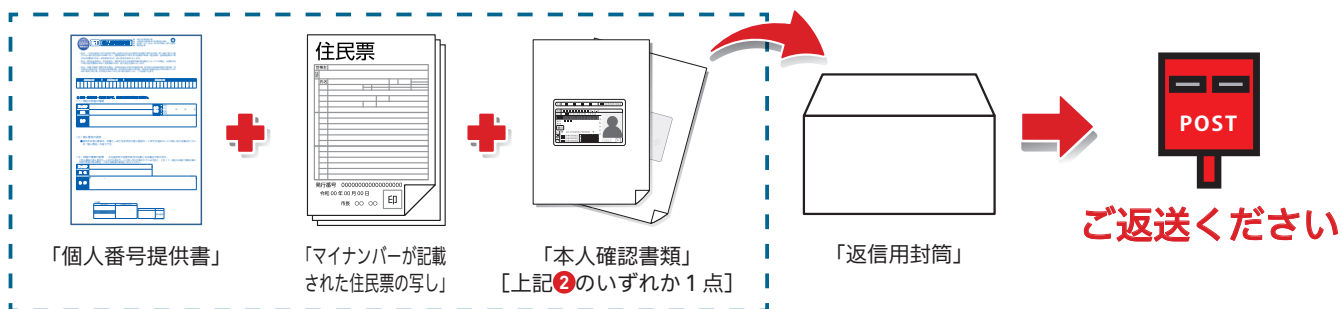
2 「本人確認書類」として以下のいずれか1点をご用意ください

- | | | |
|----------------|-----------|------------------|
| ● 運転免許証（表面と裏面） | ● 国民年金手帳 | ● 公共料金の領収証書 |
| ● パスポート | ● 戸籍謄（抄）本 | ● 印鑑登録証明書 |
| ● 在留カード | ● 身体障害者手帳 | ● 写真付き学生証（表面と裏面） |
| ● 運転経歴証明書 | ● 母子健康手帳 | |
| ● 住民基本台帳カード | | |
| ● 各種健康保険証 | | |

！ いずれか**1点**のコピーをご提出ください

3 「返信用封筒」にてご返送ください

「個人番号提供書」と「マイナンバーが記載された住民票の写し」と、ご用意いただいた「本人確認書類」を「返信用封筒」へ封入しポストへ投函してください。



Point

- 書類のコピーは、A4用紙を使用し、書類が用紙の中央になるように配置し、縮小や拡大をしないで「等倍」で作成してください。
- 「個人番号」「氏名」「生年月日」「住所」がはっきり読み取れることを確認してください。
- 「通知カード」に記載された氏名、住所が現在の内容と異なる方は、「マイナンバーカード」又は「マイナンバーが記載された住民票の写し」もしくは「住民票記載事項証明書」をご提出ください。
- 「住民票の写し」などで書類が複数ページの場合は、すべてのページのコピーを作成してください。
- 「個人番号通知書」は、マイナンバーを証明する書類として利用することはできません。
- 「各種健康保険証」は、コピーを作成したあと「保険者番号」「被保険者等の記号・番号」「QRコード」をマスキング（塗りつぶし等）しご提出ください。
- 万が一、ご提出をいただきました書類に不足などがあった場合には、後日、再度、お手続きの書類をお送りいたしますので、ご了承ください。尚、お送りいただきました書類は返却できませんので、併せてご了承ください。

マイナンバー制度について

1 マイナンバーとは

マイナンバーは、日本に住民票を有するすべての方(外国人の方も含まれます。)が持つ12桁の番号です。

2 マイナンバーの必要性

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の3分野で、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。

3 マイナンバーの利用

保障、税、災害対策の法令で定められた手続のために、国や地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険者などに提供するものです。マイナンバーの提供を受けた者は、こうした法令で定められた目的以外にマイナンバーを利用することはできません。

4 マイナンバーの取扱い

他人のマイナンバーを不正に入手したり、マイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを他人に不当に提供したりすると、厳しい罰則が課せられます。

マイナンバーの利用目的

- ❌ 番号法では、マイナンバーの利用目的を税等に限定しており、当該事務処理のために必要がある場合に限り、企業等はマイナンバーの提供を求めることができます。
- ❌ マイナンバーの利用目的を当該冊子あるいは当該冊子と同時に送付しております「個人番号提供書」もしくは、当社のホームページ等に明記しておりますので、よくご確認ください。
- ❌ マイナンバー提供以降、新たにマイナンバーの利用目的が生じた場合、改めて利用目的を通知のうえ、マイナンバーのご提出をお願いする場合がございます。

